

調達件名：情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務（意見

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	2	11	2.1 目的	4	「これら3つのシステムの」とあるが、3つのシステムが不明確と思われる。 ・ ・ ・	対象範囲を明確化するため。 ・ ・ ・	ご意見の3つのシステムについては、「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム、情報保護評価書受付システム」を指すものです。 本文に記載しておりますので、調達仕様書（案）の記載のとおりとします。 ・
2	5	-	2.2 用語の定義	3	「表 1 用語一覧」の項番25「調達計画書」について、「～及び情報保護評価書受付システムの調達計画書を含むものを指す。」と記載されており、当該調達計画書以外にも本調達に関する調達計画書が存在すると理解できます。本調達に関する調達計画書を明確にしてくださいようお願いいたします。 ・	作業量を積算する場合に必要と考えられるため。 ・	調達計画書は、「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び保護評価書受付システム調達計画書」のみです。内閣官房のホームページにおいて公開しております。 ご意見を踏まえ、「を含むもの」を削除し、以下のとおり変更します。 「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び保護評価書受付システム調達計画書を指す。」 ・
3	10	-	3.2 整備スケジュール（予定）等	4	「図 3 全体スケジュール（案）」では、本調達の受託者、各設計・開発事業者等、品質検証受託者の契約期間終了から「★H29.7地方公共団体等との連携開始」までに3か月程度の空白期間が存在します。別途調達を行う想定でしょうか。 ・	作業量を積算する場合に必要と考えられるため。 ・	本調達の範囲は、図3 全体スケジュール（案）に示す工程管理支援業務の範囲に示すとおりです。ご指摘の「3か月程度の空白期間」を含む平成29年4月以降につきましては、別途調達の有無を含め今後調整することとしております。 ・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
4	10、20	-	3.2 整備スケジュール(予定)等 4.1.2(3) 作業管理支援	4	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システム」の初期導入やシステム移行のフェーズについて記述がありません。本調達には、導入支援は含まれないという理解で合っていますか。(導入支援に対する要求レベルを明記した方が良いと考えます) 。	導入や初期構築も考慮したプロジェクト管理が必要であると考えためです。 特に初期構築時に払い出した符号を各行政団体に配布したり、その際に各行政団体のマイナンバ対応が、できているところ、遅れるところに五月雨に対応する必要があることなどが想定され、それらの対応期間、完了時期などを考慮しておく必要があると考えためです。 。	ご意見の導入や初期構築(移行)については、調達仕様書(案)の「総合運用テスト」のフェーズに含まれます。 調達仕様書4.2.2外部関係者、関係省庁現行運用業者等への対応に、「システムの構築に当たって生起する懸案等が進捗の遅れ又は遅れの要因となり得る恐れがある場合に、外部関係者(関係省庁、地方公共団体、関係団体)に対し、情報伝達・情報共有を行い、関係省庁現行運用事業者が運用するシステムとの必要な調整を行うこと」と記載しております。 また、テスト管理に係る要件として、4.1.5(2)において「…本調達の受託者は、受入テスト及び総合運用テストの実施において発生する課題、問題の発生状況を課題管理表等に管理し、各設計・開発事業者等に提示するとともに、対応策の実施状況を管理すること。また、本調達の受託者は、各設計・開発事業者等間にまたがる課題・問題について、主体的に解決方法等を関係者と調整し、課題・問題解決に向けた活動を実施すること。」を求めるものです。 ご意見の内容については、これらの要件に含まれていることから、調達仕様書(案)の記載のとおりとします。 。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
5	10	-	3.2 整備スケジュール（予定）等	3	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システム」の設計・開発等業務の工程として、要件定義（詳細仕様の決定）のフェーズが記載されていません。明記した方が良いと考えます。 ▪	複数の受託者が、各々担当するシステムの開発を並行して進めることとなりますので、設計作業を開始する前に、確実に漏れのない要件定義を完了しておくことが、開発の手戻り防止のために大変重要であると考えます。このため、本調達の受託者は、要件定義の期間、期限をきちんと意識して工程管理を行う必要があると考えます。 ▪	要件定義（詳細仕様の決定）のフェーズに係る工程管理支援業者としての作業は、本調達の設計フェーズに含まれます。 ご意見を踏まえ、調達仕様書4.1.2(3)イ（ア）①を以下のとおり変更します。 「本調達の受託者は、各設計・開発事業者等及び品質検証受託者が作成する各成果物（要件定義書、仕様書、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書等）に対し、レビューの実施有無、指摘事項数、指摘内容の重要度等の観点より、成果物に対する品質管理を行うこと。」 ▪
6	11	20	4.1.1 各実施計画書の妥当性評価	4	「～不明点がある場合は、直接、各設計・開発事業者及び品質検証受託者に確認し、また、不備等がある場合には、修正依頼を行うこと。」と記載されていますが、他の受託者に対する指示自体は、貴室の責任において実施する旨を明記いただくようお願いいたします。※同様の趣旨の記載は多数見受けられますため同様をお願いいたします。 ▪	本調達の受託者及び各設計・開発事業者等、品質検証受託者は、いずれも内閣官房と契約を締結するものであり、工程管理支援業務を行う者であっても、他の受託者に対して直接の指示を行うことは不適切と考えられるため。本調達の受託者は内閣官房の指示の支援を責任を持って行うものと理解しております。 ▪	内閣官房からの指示に従い、本調達の受託者が各実施計画書の妥当性評価を行うこととしています。ここで示している「～不明点がある場合は、直接、各設計・開発事業者及び品質検証受託者に確認し、また、不備等がある場合には、修正依頼を行うこと。」は、この各実施計画書の妥当性評価の作業の一環として行っていただくものです。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。 ▪
7	13	-	4.1.2（1）ア 内閣官房、本調達の受託者、各設計・開発事業者等及び品質検証受託者の体制と役割	3	「表 3 会議体一覧（案）」中の「主催者」欄に「本調達の受託者」との記載が散見しますが、「内閣官房」についても付記するようお願いいたします。 ▪	情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの調達を進めるのは内閣官房であり、本調達の受託者はそれを支援するものと理解されるため。 ▪	表3に示すとおり、本調達の受託者が、会議体を主催することを要件としており、詳細の作業内容は、調達仕様書4.1.2(4)に示すとおりです。 ご意見を踏まえ、主催者に対する注釈として、「主催者に示す各設計・開発事業者等及び各受託者は、内閣官房の指示に従い会議を開催する者を指す。」を追記します。 ▪

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
8	13	-	4.1.2 (1) ア 内閣官房、本調達の受託者、各設計・開発事業者等及び品質検証受託者の体制と役割	4	「表 3 会議体一覧(案)」中の「出席者」欄に「(役員含む)」と記載されていますが、この「役員」について本調達の受託者の役員は含まない旨の記載を追記願います。 ▪	システム構築を行う事業者はその品質や稼働等に責任を持つことから、役員の出席により事業者としての責任の所在を明確にすることについては理解しますが、本件は内閣官房に対して各要員が知見、経験に基づく役務を提供する支援業務であり、性質が異なるものと考えられるため。 ▪	本調達の対象となる業務システムのプロジェクトを成功裏に導くため、本調達の受託者には、本調達の受託者の組織全体として積極的な支援を求めています。 そのため、四半期ごとにプロジェクトの全受託者の役員にも出席いただく責任者連絡会議を設け、プロジェクト全体の重要事項について把握すると共に、重要な事項の対応方針を決定することとしております。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。 ▪
9	13	-	4.1.2 (1) ア 図4	4	本調達の受託者が、例えば、設計・開発受託者から、仕様に関する判断や、何らかの課題に対する解決方針の判断を求められた場合など、本調達の受託者と、内閣官房社会保障改革担当室/番号制度推進管理補佐官は、どのような役割分担で判断を行うのかが明らかになっていません。実務面としては、本調達の受託者が、設計・開発受託者からの問い合わせに対して必要な調査・検討を行い、回答案を作成の上、内閣官房社会保障改革担当室/番号制度推進管理補佐官の最終判断を仰ぐという理解でよろしいでしょうか。(このような要求レベルを明記した方が良いと考えます) ▪	情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務の遂行に当たり、本調達の受託者に求められる、各システムの業務要件や運用条件などに関する理解レベルを明確にするために必要と考えます。 ▪	ご意見の内容は、本調達の受託者に求める作業の内容として、調達仕様書(案)の4.1.2(3)作業管理支援、4.1.3課題・問題管理及び4.1.4障害管理に示しております。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。 ▪
10	17	-	4.1.2 (1) ウ 成果物	4	「なお、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等以外の成果物は、想定として示し、当該各設計・開発事業者等及び品質検証受託者が決定したのちに改定を行うこと。」と記載がございますが、「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等」だけを外していることの原因をお示し願います。10ページのスケジュール案を拝見しますと、「情報保護評価書受付システムの設計・開発」につきましても除外することが可能であると見受けられます。 ▪	記載内容の意図を確認するため。 ▪	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)を以下のとおり変更します。 「なお、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等及び情報保護評価書受付システムの設計・開発等以外の成果物は、想定として示し、当該各設計・開発事業者等及び品質検証受託者が決定したのちに改定を行うこと。」 ▪

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
11	17	29	4.1.2(1)才 管理要領	4	「なお、品質検証受託者がプロジェクト実施計画書を作成する際は、4.1.2(1)才、4.1.2(3)、4.1.3及び4.1.4に示す要件を基に適用可否及びその理由を品質検証受託者から提案させ、その内容を検討し評価を行うこと。」と記載されていますが、削除をお願いいたします。	「管理要領」はプロジェクトの標準として、「適用可否」の判断なく、プロジェクト全体に適用されるべきであるため、適用可否を検討するべきものでないため。	品質検証受託者は、他の事業者と異なる役務を行うため、必要に応じ管理要領の適用可否及びその理由の提案を求めるとしております。そのため、本調達の受託者に品質検証受託者から提示を受ける適用可否及びその理由について評価することを求めるものです。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。
12	24	16	4.1.2(3)イ(ウ) 政府共通PF環境構築及び 総合テストフェーズ	4	「①本調達の受託者は、各設計・開発事業者等が作成する総合テスト仕様書において、～略～、総合テスト実施計画への適合有無、外部インターフェイス要件への適合有無等の総合テストのテスト観点、テスト項目数、テスト内容の網羅性を評価すること。」と記載されていますが、この「適合有無」について具体的に記載をお願いいたします。	記載の意味があいまいであるため。	テスト全体方針書、各設計・開発事業者等の調達仕様書の要件、総合テスト実施計画等に対し、総合テスト仕様書が妥当性ある内容となっているかの評価を実施することを示しています。 ご意見を踏まえ、調達仕様書4.1.2(3)イ(ウ)を以下のとおり変更します。 「①本調達の受託者は、各設計・開発事業者等が作成する総合テスト仕様書において、～略～、総合テスト実施計画及び外部インターフェイス要件との整合性有無等を確認し、総合テストのテスト観点、テスト項目数、テスト内容の網羅性を評価すること。」 また、調達仕様書4.1.2(3)イ(エ)を以下のとおり変更します。 「①本調達の受託者は、各設計・開発事業者等及び品質検証受託者が作成する各成果物に対し、テスト全体方針書との整合性有無、レビューの実施有無、指摘事項数、指摘内容の重要度等の観点より成果物に対する品質管理を行うこと。」
13	25	13	4.1.2(3)イ (エ) 総合運用テストフェーズ	4	「③本調達の受託者は、各設計・開発事業者等が作成する運用手順書及び端末操作要領に具体性があり、操作上問題ないか評価すること。」と記載されていますが、これは削除をお願いいたします。	品質検証受託者の役務であるため。	ご意見の内容については、品質検証受託に求める役務ではなく、本調達の受託者に求めるものであることから、調達仕様書(案)のとおりとします。 なお、品質検証受託者の役務内容は、調達計画書、調達仕様書(案)4.1.1及び4.3.2(2)に記述しているとおりです。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
14	26	19	4.1.2 (3) 工 文書管理及び構成管理	4	定期的な調査のサイクルを明確した ほうがよいのではないか。・ ・	堅確性を担保するために必要ではな いかと思慮するもの。・ ・	ご意見を踏まえ、以下のとおり変更します。 「本調達の受託者は、全体プロジェクト実施計 画書に基づき、各設計・開発事業者等及び品質 検証受託者が実施する文書管理及び構成管理の 対応状況について各設計・開発事業者等及び品 質検証受託者に対し概ね月1回確認をするこ と。本調達の受託者は、確認の間隔、方法を を検討し、全体プロジェクト実施計画書で合理的 な方法を決定すること。」・ ・
15	26	24	4.1.2 (3) オ 情報セキュリティ管理	4	定期的な調査のサイクルを明確した ほうがよいのではないか。・ ・ ・	堅確性を担保するために必要ではな いかと思慮するもの。・ ・ ・	ご意見を踏まえ、を以下のとおり変更します。 「本調達の受託者は、全体プロジェクト実施計 画書に基づき、各設計・開発事業者等及び品質 検証受託者が実施する情報セキュリティ管理の 対応状況について各設計・開発事業者等及び品 質検証受託者に対し概ね月1回確認すること。 本調達の受託者は、確認の間隔、調査方法を を検討し、全体プロジェクト実施計画書で合理的 な方法を決定すること。」・ ・
16	27	1	4.1.2 (4) 会議体主催等	4	「また、本調達の受託者は、出席者 名、出席者数を評価し、議事次第を 作成すること。」と記載されていま すが、この「評価」について意味す るところを明記願います。※同様の 趣旨の記載はほかにも見受けられま す。・ ・	記載の意味があいまいであるため。 ・	ここで示している「評価」は、当該会議体に出 席する者及びその人数が妥当であるか「確認」 することを示しています。 ご意見を踏まえ、以下のとおり変更します。 「また、本調達の受託者は、表3 会議体一覧 (案)の主催者が本調達の受託者となっている 会議に対し、出席者、出席者数を確認し、議事 次第を作成すること。」 なお、27ページの6行目に示している「評価」 も同様に以下のとおり修正します。 「本調達の受託者は、会議室を確保するため、 表3 会議体一覧(案)の会議に対し、出席者、 出席者数を確認し、内閣官房に報告するこ と。」・ ・
17	27	17	4.1.2 (4) 会議体主催等	3	「・・・会議体を円滑に運用できる こと」の記載最後に句読点がない。 ・	文書表現上の構成・ ・	ご指摘のとおりに修正します。 ・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
18	27	19	4.1.2 (4) 会議体主催等	4	「本調達の受託者は、表3会議室一覧(案)の各会議体に対し、必要に応じて、会議室(20名収容可能)を提供できることが望ましい。」における、会議室収容可能人数を増加させることをご提案します。・	会議体によっては20名を超えることも想定されるため。また、見積積算上、収容人数の正確な情報が必要のため。・	ご意見として承りますが、会議室の借り上げる場合に、人数が多数となると会場の確保が難しくなることやコスト増加に繋がることから、必要最低限で人数を記載するものです。 なお、受託者が既に保有する場所を提供する場合に、20名を超える場所の選択を妨げるものではありません。 よって、調達仕様書(案)のとおりとします。・
19	31	5	4.1.6 (1) プロジェクト実施計画書の策定	4	「本調達の受託者は、最適化ガイドラインに示された企画段階計画に準じた形式及び全体プロジェクト実施計画書に基づき、実施体制、スケジュール、成果物、制約条件及び前提条件、標準的管理要領(略)及び計画の改定手順からなる本調達の受託者のプロジェクト実施計画書を作成し、内閣官房に提出すること。」と記載されていますが、「企画段階」は「設計・開発段階」としていただくようお願いいたします。・	既に設計・開発段階にあると理解されるため。・	ご指摘のとおり、「企画段階」を「設計・開発段階」に修正します。・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
20	35	-	4.3.2 (2) 情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務の調達仕様書（要件定義書）原案	4	<p>本項で示されている通り、品質検証業務は「バンダーロックインとなるような開発要素の混入排除を行う」という重要な目的のもと、コーディング規約等各種開発標準への準拠性を検証する業務として予定されていると認識しております。この業務を品質検証受託者が進めるに当たってのインプット資料として、設計標準や開発標準が含まれると理解しておりますが、これらの設計標準や開発標準については、業務・システム全体としての品質確保を目指すために、各設計・開発受託者にとって共通のものとして位置づけられる必要があると考えます。</p> <p>なお、別途、意見招請が公示されております「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務 調達仕様書（案）」では設計標準や開発標準を本件業務の受託者が作成する位置づけになっております。このため当該受託者が作成した設計標準や開発標準については、他の設計・開発受託者も準拠する必要がある旨を他の設計・開発事業者の調達仕様書において示していただきたく存じます。</p>	<p>本件受託者と、管理対象となる案件の受託業者の責任分界点を明らかにするため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「情報提供等記録開示システム」の調達仕様書に情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務にて作成した設計標準や開発標準に準拠する旨を明記します。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務にて作成する設計標準や開発標準に対し、本調達の受託者がバンダーロックインとなるような要素の混入排除、セキュリティや個人情報の保護、利用者の利便性等の観点から評価することを調達仕様書（案）4.1.2(3)イ（ア）②に以下のとおり明示します。</p> <p>「各成果物のうち、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等受託者が作成する設計標準及び開発標準について、本調達の受託者は、要件の抜け漏れ、設計の抜け漏れ、設計不足等に加え、バンダーロックインとなるような要素の混入排除、セキュリティや個人情報の保護、利用者の利便性等の観点から評価すること。」</p>
21	36	-	4.3.3 (4) その他調達手続きに必要な諸作業支援	4	<p>「必要な作業があれば」の範囲・量が、ある程度、限定的なものであることがわかるような表現にして頂けないでしょうか。</p>	<p>本件の要求要件を明らかにするため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書（案）を修正いたします。</p> <p>「本調達の受託者は、その他本調達手続きに付随して必要な作業があれば内閣官房と協議の上、本調達の範囲で作業を行う必要性があると双方合意した場合には、対応すること。」</p>

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
22	37	10	4.4.1(1)ウ 開催場所	4	「なお、内閣官房が、提案書において提案する開催場所では設備等の不備など、当該会議体の開催に支障を生じさせることが明らかな場合には、提供場所を変更するなど適切な対応を行うこと。」と記載されていますが、開催場所の要件を明確化していただくようお願いいたします。	50人×50回の会議開催場所について、受託後に「提供場所を変更するなど適切な対応を行う」ことは困難と考えられるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書(案)を修正いたします。 「なお、内閣官房が、提案書において提案する開催場所では、50名の会議が可能なスペースを満たしていないことや、騒音、その他会議の開催・進捗に影響を及ぼすなど、会議室として不適切であることが明らかな場所には、提供場所を変更するなど適切な対応を行うこと。」
23	37	-	4.4.1(2)イ 内閣官房が開催する担当職員向け説明会に関する支援業務	1	「説明会は、都道府県単位(47都道府県)、厚生労働省の関係部局、その他の関係府省の関係部局の2グループでの開催を想定している。」の記載につきまして、「2グループ」の範囲をお示し下さい。都道府県のグループ、厚生労働省及びその他の関係府省の関係部局のグループという分け方の理解でよろしいでしょうか。また、開催回数は、5回×2グループで、合計10回という理解でよろしいでしょうか。	本件の要求要件を明らかにするため。	説明会は、都道府県単位(47都道府県)、厚生労働省の関係部局、その他の関係府省の関係部局の合計49グループに対し、開催頻度は、年1回(計3回)開催することとします。 ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)を以下のとおり変更します。 「説明会は、都道府県単位(47都道府県)、厚生労働省の関係部局及びその他の関係府省の関係部局の49箇所での開催を想定している。」 また、調達仕様書4.4.1(2)イに示す「これとは別に、情報提供ネットワークシステムの基本設計終了時及び総合運用テスト開始前の合計5回」を削除します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
24	38	10	4.4.1(2)イ 内閣官房が開催する担当職員向け説明会に関する支援業務	4	「(会議開催場所の確保、会議会場代支払等)」と記載されているようですが、会議開催場所の確保、会議会場代支払を本調達の受託者に求めているのでしょうか。要件を明確にしてくださいようお願いいたします。※同様の趣旨の記載はほかにも見受けられます。・	前段で「本調達の受託者は、各説明会の事務局として、以下の業務を支援すること。」と記載されており、「会議開催場所の確保、会議会場代支払」は貴室が行うため、その支援を本調達の受託者が行う、とも理解できるため。・	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)を以下のとおり変更します。 「・会議開催場所の確保(本調達の受託者が借り上げるなどの方法で確保する(会場代、プロジェクタ、マイク等の会議設備代等が発生する場合は本調達の範囲内とする。))。回数は49箇所を3回ずつ。)」 同様に調達仕様書(案)4.1.2(4)を以下のとおり変更します。 「本調達の受託者は、表3 会議体一覧(案)の各会議体に対し、必要に応じて、会議室(20名収容可能)を借り上げるなどの方法で確保できることが望ましい(会場代、プロジェクタ、マイク等の会議設備代等が発生する場合は本調達の範囲内とする。))。」「 同様に調達仕様書(案)4.4.1(2)ウを以下のとおり変更します。 「・会議開催場所の確保(本調達の受託者が借り上げるなどの方法で確保する(会場代、プロジェクタ、マイク等の会議設備代等が発生する場合は本調達の範囲内とする。))。回数は2箇所を1回ずつ。)」・
25	38	10	4.4.1(2)イ 内閣官房が開催する担当職員向け説明会に関する支援業務	4	場所をある程度明確にしたほうがよいのではないかと。・	都道府県単位の説明可は、地方での開催も考えられるため。・	開催場所は、交通の便の良い県庁所在地等を想定しています。 具体的な開催場所の詳細は、受託後、調整することになりますが、調達仕様書(案)4.4.1(2)イ 「内閣官房が開催する担当職員向け説明会に関する支援業務」項へ以下のとおり追記いたします。 「会議開催場所は、交通の便のよい県庁所在地等を想定しており、詳細については受託後調整こととする。」・

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
26	43	8	4.4.2(4)ア 照会受付、回答及びエスカレーション	4	「電話窓口の受付時間は、原則として、休日（行政機関の休日に関する法律第1条に定める日）を除き午前9時から午後5時までとし、FAX、電子メールの受付は24時間受け付けられるものとする。」と記載されていますが、午後5時から午前9時までにFAX、電子メールで受け付けた照会に対し、回答までの時間の要件が定められていません。もし定めがあるようでしたら、その回答時間を、特に定めがないのであれば、その旨を明記願います。	要件の記載がないため。	問い合わせの内容により回答までの時間が異なると想定しているため、回答までの時間の要件は定めておりません。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。 ただし、運用として、調達仕様書4.4.2(4)アに「円滑にテクニカルサポート窓口を運用すること」、調達仕様書4.4.2(5)に「必要に応じ、改善案を含むこと。」を要件としており、これらは、テクニカルサポート窓口の円滑な運用と必要に応じた適切な改善が行われることを求めるものです。
27	55	-	5.1.2 納入成果物及び納入期限一覧	4	表4「納入成果物及び納入期限一覧表」に納入成果物毎に納入期限が記載されておりますが、55ページの（※）注釈には「各年度に提出した納入成果物は、各年度末にまとめて納品すること」と記載されております。各納入成果物は納入期限と年度末の計2回の提出が必要でしょうか。	本件の要求要件を明らかにするため。	各年度に提出した納入成果物は、納入期限と各年度末の合計2回提出を求めています。 ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）を以下のとおり変更します。 「本業務の納入成果物及び納入期限を表4 納入成果物及び納入期限一覧表に示す。また、各年度に提出した納入成果物は、納入期限に提出するとともに、各年度末にまとめて提出すること。なお、法令及び予算の範囲内で納入期限を変更することがある。」 また、表4注記「（※）各年度に提出した納入成果物は、各年度末にまとめて納品すること。」及び表4内の「（※）」を削除します。
28	58	-	6.2.1 納品検査	3	実質的な業務内容に合致するよう、「・・・品質保証が確認できる資料を添えて」を「・・・品質確認済みであることを示す資料を添えて」と変更できないでしょうか。	本件の要求要件を明らかにするため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書（案）を以下のとおり変更します。 「・・・品質確認済みであることを示す資料を添えて」

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
29	60	17	7.2 応札条件 (5)、(6)	4	<p>「(5)本調達の受託者において、ISMS認証の取得を取得していること、及び本調達の作業体制が当該ISMS認証の適用範囲に含まれていること。</p> <p>(6)本調達の受託者において、プライバシーマークを取得していることが望ましい。」を以下のように修正することをご提案します。</p> <p>「(5)本調達の受託者において、ISMS認証の取得を取得していること、及び本調達の作業体制が当該ISMS認証の適用範囲に含まれていること。又は、同等のセキュリティ体制を構築していること。</p> <p>(6)本調達の受託者において、プライバシーマークを取得していること。又は、同等の個人情報保護体制を構築していること。」</p>	<p>本調達の遂行に当たっては、認証の取得よりも実質として十分な情報セキュリティ体制及び個人情報保護体制が構築されていることが重要であると考えため。7.5.1(4)にも同等の運用との表現があるため。</p>	<p>高水準の情報セキュリティ体制を求めているため、調達仕様書(案)のとおりとします。また、ISMSの取得を求めておきながら、ISO/IEC27001については「同等の運用」としていることにより、要求水準に齟齬がある調達仕様書(案)7.5.1(4)の、「又は同等の運用をしている」を削除します。</p> <p>なお、テクニカルサポート窓口の設置場所には、ISMS認証(「JIS Q 27001」若しくは「ISO/IEC27001」)を取得していること又は同等の運用をしていることを要件とし、ISMS認証(「JIS Q 27001」若しくは「ISO/IEC27001」)の資格を有することを必須の要件とはしていないため、調達仕様書(案)7.5.2は、以下のとおり変更します。</p> <p>「その他、テクニカルサポート窓口の設置場所の要件は、「7.5.1(2)入退出管理」、 「7.5.1(3)資料等の収納管理」に準ずること。また、テクニカルサポート窓口の設置場所について財団法人日本情報処理開発協会又は同協会の指定機関による「JIS Q 27001」若しくは「ISO/IEC27001」認証の適用範囲としている又は同等の運用をしていること。なお、内閣官房から指示があった場合は、テクニカルサポート窓口の設置場所の監査に応じるとともに、当該監査結果に基づく改善指示については速やかに従うこと。」</p>
30	60	-	7.2(4) 応札条件	4	<p>「前記(1)に記載する業務に関する国又は地方公共団体若しくは民間における支援業務において、過去5年の間に、受託者の責めに帰すべき事由により、スケジュールに遅延が生じ、当初の契約期間内に役務が完了しなかった実績を有しないこと。」とありますが、受託者の責めに帰すべき事由とはどのようなものを指すか、判断の基準となるようなものはありますでしょうか。</p>	<p>本件の要求要件を明らかにするため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)を以下のとおり変更します。</p> <p>「前記(1)に記載する業務に関する国又は地方公共団体若しくは民間における支援業務において、過去5年の間に、正当な理由なく受託者の責めに帰すべき事由によりスケジュールの遅延が生じ、当初の契約期間内に役務が完了しなかった実績を有しないこと。」</p>

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
31	60	31	7.2 応札条件 (8)	4	「共同提案するすべての事業者が本仕様書の前記(1)～(6)の要件を満たすとともに、共同提案する事業者のいずれかにて前記(7)の要件を満たすこと。」を以下のように修正することをご提案します。 「共同提案する事業者全体で本仕様書の前記(1)～(7)の要件を満たすこと。」	本調達の遂行に当たり、複数の事業者で提案する場合に、(1)～(7)の要件すべてを一事業者に対して求める必要はないと考えるため。	共同提案であっても、各社それぞれに調達仕様書(案)に示す要件を求めています。よって、(1)～(6)はシステム構築全体に影響する事項であるため、全関係事業者の必須条件としています。一方、(7)の業務は、全ての事業者が実績を有していなくても、1社が有していれば問題なく業務遂行ができるものと考えます。 したがって、調達仕様書(案)のとおりとします。
32	66	-	7.10 指示等の書面主義	1	業務上必要な行動や発言が極度に制限されないよう、「事後において必ず書面に記載し、」を「事後において、原則、書面に記載し、」と変更できないでしょうか。	仕様書案に記載されている要求要件の履行が困難なため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり変更します。 「なお、緊急又はやむを得ない場合は口頭で行うことができることとするが、事後において、原則として書面に記載し、交付するものとする。」
33	67	-	7.11 その他	4	「本調達に係る費用は、業務完了後、」の記載がございますが、本件は契約期間が長くなるため、一括支払いとならないよう、月次あるいはフェーズ毎でお支払いが頂けませんでしょうか。	仕様書案に記載されている要求要件の履行が困難なため。	本調達に係る費用の支払いは、業務完了後の一括支払いではなく、平成26年度以降の各年度毎に契約書に定める額を支払うことを前提とするため、以下のとおり変更します。 「本調達の契約は、請負契約形態とし、支払方法等は契約書にて定める。」
34	64～67	-	7.6～7.11	4	契約書等の記載内容と重複や不整合が生じる原因となる可能性があることから、特記すべき内容を除いては、記載そのものを契約書(案)に統一されてはいかがでしょうか。	契約書及び契約書に添付されると予想される仕様書間の不整合を防ぐため。	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)7.6に示す要件については、契約書(案)の内容を考慮するとともに、特記すべき内容についても「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)」等の記載に準じた修正を行います。 なお、その他の項目については、契約書(案)又はTRMに準拠していることから、現行仕様のとおりとします。

種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載。

[1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
---	-----	-----	----	----	-----	----	----

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	10	-	3.2 整備スケジュール(予定)等	1	保守の環境を構築する予定がありませんでしょうか。	運用後の保守・運用の中で使用する環境構築について、意識しておく必要があると考えたためです。	本調達では、保守環境を構築する必要はありません。運用後の保守・運用の中で使用する環境構築については、別途調整の上、判断することとしています。
2	10	-	3.2 整備スケジュール(予定)等、図3全体スケジュール	1	図3全体スケジュールの中で破線で囲まれている範囲が工程管理支援業務の範囲となっているが、「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務」の調達仕様書作成及び調達手続きに関する作業支援は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	34頁の「4.3調達支援業務」の中には含まれていない為。	ご質問のとおり、範囲外です。
3	10	-	3.2 整備スケジュール(予定)等、図3全体スケジュール	1	図3全体スケジュールの中で破線で囲まれている範囲が工程管理支援業務の範囲となっているが、「情報提供等記録開示システムの設計・開発業務」の調達仕様書作成及び調達手続きに関する作業支援は範囲外と考えてよろしいでしょうか。	34頁の「4.3調達支援業務」の中には含まれていない為。	ご質問のとおり、範囲外です。
4	33	1	4.2.1 特定個人情報における各機関との調整業務	1	設計・開発受託者が、データ標準の策定、並びに照会許可照合リスト情報を作成する際、工程管理受託者は、インプット資料の作成をしますが、このインプット資料とは、どの様なものを想定していますでしょうか。 各関係機関との調整資料をまとめ、設計・開発受託者がデータ標準、照会許可照合リストを作成できるものになる情報を渡すような意識でまっていますでしょうか。	データ標準の策定、並びに照会許可照合リスト情報を作成する上での、工程管理受託者と設計・開発受託者の役割の明確化が必要だと考えためです。	ご質問の内容は、提案の範囲です。データ標準や照会許可照合リスト情報の説明や調整先を示しております。これらから、本調達の受託者として作成するインプット資料や各機関との調整の支援の内容を具体的に提案願います。
5	39	-	4.4.2 照会受付	1	オペレータの最低人数を記載していますが、1日あたりどのくらいの問い合わせを想定していますか？	適切な人員配分を行いたい為。	照会受付業務において、テクニカルサポート窓口には、常時、調達仕様書(案)に示す最低人数以上の体制が確保されていることを求めています。調達仕様書(案)に示している最低人数以上で対応し、円滑にテクニカルサポート窓口を運用する提案を求めています。

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載。

[1. 調達仕様書に対する質問等 2. 提案依頼書に対する質問等 3. その他]